

福岡市公報

令和 7 年 3 月 31 日 第 7132 号(別冊 22)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
水 道 局	
○福岡市水道局事務分掌規程等の一部改正（規程第 1 号）	1
○福岡市水道局企業職員就業規程の一部改正（規程第 2 号）	4
○福岡市水道局企業職員の休暇、欠勤、出勤簿等の取扱に関する規程の一部改正（規程第 3 号）	6

水 道 局

福岡市水道局事務分掌規程等の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

福岡市水道事業管理者 下 川 祥 二

福岡市水道事業管理規程第 1 号

福岡市水道局事務分掌規程等の一部を改正する規程

(福岡市水道局事務分掌規程の一部改正)

第 1 条 福岡市水道局事務分掌規程（平成 13 年福岡市水道事業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「広報広聴係」を「広報戦略係 企画調整係」に改め、「経営企画課 経営計画係 企画係」を削り、

同条第 2 号中「技術管理課」を「技術企画課」に、「技術調査係 水道技術研修所」を

「DX 技術推進係

水道技術研修所

事業調整課 に改める。

事業調整係

企画係」

第 4 条総務課の分掌事務第 5 号中「及び漏水対策」を削り、同条同課の分掌事務第 6 号中「日本水道協会その他の」を削り、同条同課の分掌事務第 7 号を削り、第 8 号を

第7号とし、第9号を第8号とし、同条同課の分掌事務第10号中「広報広聴活動」を「広報計画の策定並びに広報広聴活動」に改め、同号を同条同課の分掌事務第9号とし、同条同課の分掌事務中第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 水道事業等の経営に係る基本方針に関すること。

第4条総務課の分掌事務第13号を次のように改める。

(13) 水道事業等の経営に係る情報収集、分析及び調査に関すること。

第4条総務課の分掌事務中第24号を第26号とし、同条同課の分掌事務第23号中「及び経営企画課」を削り、同号を同条同課の分掌事務第25号とし、同条同課の分掌事務中第14号から第22号までを2号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の2号を加える。

(14) 福岡市水道サービス公社への委託業務に関すること。ただし、他の課の主管に係るものを除く。

(15) 対外的な要望に関する局内の連絡調整に関すること。ただし、全国市長会、九州市市長会及び福岡県市長会に関するに限る。

第4条経営企画課の分掌事務を削り、同条計画課の分掌事務中第5号を削り、第4号を第7号とし、第3号を第6号とし、第2号の次に次の3号を加える。

(3) 水道事業及び簡易水道事業（以下「水道事業等」という。）の経営に係る重要事項の企画、総合調整に関すること。

(4) 水道事業等の経営に係る基本計画に関すること。

(5) 工業用水道事業の経営に係る特に重要な事項の企画及び総合調整に関すること。

第4条技術管理課の分掌事務中「技術管理課」を「技術企画課」に改め、第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を削り、第11号を第9号とし、同条同課の分掌事務の次に次のように加える。

事業調整課

(1) 資本的収支に係る総合調整に関すること。ただし、他の課の主管に係るものを除く。

(2) 水道施設のアセットマネジメントに係る局内の総合調整に関すること。

(3) 水道施設の災害対策に係る調査及び計画に関すること。

(4) 災害対策に関すること。ただし、他都市の支援に関するものに限る。

(5) 日本水道協会との連絡調整に関すること。

(6) 国庫補助申請手続きに係る連絡調整に関すること。

(7) 対外的な要望に関する局内の連絡調整に関すること。ただし、総務課及び計画課の所管に係るものを除く。

(8) 国際技術協力及び国際展開の支援に関すること。

第4条水管理課の分掌事務中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 渇水対策に関すること。

別表第2 1 特命担当の課長の表を次のように改める。

1 特命担当の課長

所属	特命事項	数
総務部	給与	1
	働き方DX推進	1
計画部	技術継承（設備職）	1
	技術継承（衛生管理職）	1

別表第2 2 主査の表中

総務部	総務課	広報戦略企画	1
	営業企画課	管理調整	1
	博多営業所	水量認定等	1

を

総務部	営業企画課	管理調整	1
	博多営業所	水量認定等	1
総務部		働き方DX推進	2
計画部	技術継承（設備職）		1
	技術継承（衛生管理職）		1

に改め、浄水部の部水管

理課の款の前に次のように加える。

浄水調整課	浄水業務効率化	1
-------	---------	---

（福岡市水道局庁舎管理規程の一部改正）

第2条 福岡市水道局庁舎管理規程（平成4年福岡市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表水道技術研修所の庁舎の項中「技術管理課長」を「技術企画課長」に改める。

（福岡市水道局企業職員安全衛生規程の一部改正）

第3条 福岡市水道局企業職員安全衛生規程（昭和48年福岡市企業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2技術管理課の項中「技術管理課」を「技術企画課」に改める。

別表第1の3設置個所の欄中「技術管理課」を「技術企画課」に改める。

（福岡市水道局会計規程の一部改正）

第4条 福岡市水道局会計規程（昭和39年福岡市企業管理規程第6号）の一部を次のよう

に改正する。

別表中経営企画課の項を削り、

技術管理課	技術管理課長	技術管理係長	物品の出納	」を に改める。
技術企画課	技術企画課長	技術管理係長	物品の出納	
事業調整課	事業調整課長	事業調整係長	物品の出納	

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

福岡市水道事業管理者 下 川 祥 二

福岡市水道事業管理規程第 2 号

福岡市水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程

福岡市水道局企業職員就業規程（昭和53年福岡市水道事業管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条の 3」を「第12条の 4」に改める。

第 9 条に次の 1 項を加える。

- 4 第 2 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの場合に認められる早出遅出勤務（始業及び終業の時刻をあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務をいう。）を行う職員の勤務時間については、総務部長が別に定める。

- (1) 通勤時間帯における交通混雑に対処する場合
- (2) 業務の都合による場合
- (3) 職員の疲労を回復する必要がある場合

第10条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合には、総務部長が別に定めるところにより、休憩時間を60分から45分に短縮することができる。

第12条の 3 第 1 項中「又は第12条」を「、第12条又は第12条の 2」に改め、第 4 章中同条を第12条の 4 とする。

第12条の 2 中「に前 2 条」を「に第11条又は第12条」に、「、前 2 条」を「、前 3 条」に改め、同条を第12条の 3 とし、第12条の次に次の 1 条を加える。

（職員の申告を考慮した勤務時間の割振り）

第12条の 2 管理者は、職員（管理者が定める職員を除く。以下この条において同じ。）

について、職員の申告を考慮して、第11条第 1 項及び第12条の規定による勤務を要しな

い日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、これらの規定にかかわらず、管理者が定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として管理者が定める期間ごとの期間につき第9条第1項に規定する勤務時間となるように、第11条第1項及び第12条の規定による勤務を要しない日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

第13条中「日」の次に「若しくは勤務時間を割り振らない日」を加える。

第13条の2第1項中「第12条の2」を「第12条の3」に改める。

第16条第2項ただし書中「第18条第1項」を「第18条」に改める。

第18条第19号中「定める者」の次に「(第20条の4第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第20条の3の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第20条の4 管理者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 管理者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 管理者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第20条の5 管理者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(福岡市水道局企業職員就業規程の臨時特例に関する規程の廃止)

2 福岡市水道局企業職員就業規程の臨時特例に関する規程(昭和53年福岡市水道事業管理規程第5号)は、廃止する。

(福岡市水道局企業職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程の一部改正)

3 福岡市水道局企業職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程（平成6年福岡市水道局訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条の2」を「第12条の3」に、「第12条の3第2項」を「第12条の4第2項」に改める。

第3条第1項中「第12条の2」を「第12条の3」に改め、同条第2項中「第12条の3第2項」を「第12条の4第2項」に改める。

第4条第1項中「第12条の2」を「第12条の3」に改める。

第5条第1項中「第12条の2」を「第12条の3」に、「第12条の3第2項」を「第12条の4第2項」に改める。

（福岡市水道局企業職員の時間外勤務代休時間の指定に関する規程の一部改正）

4 福岡市水道局企業職員の時間外勤務代休時間の指定に関する規程（平成31年福岡市水道局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第12条の3第1項」を「第12条の4第1項」に改める。

福岡市水道局企業職員の休暇、欠勤、出勤簿等の取扱に関する規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和7年3月31日

福岡市水道事業管理者 下 川 祥 二

福岡市水道事業管理規程第3号

福岡市水道局企業職員の休暇、欠勤、出勤簿等の取扱に関する規程の一部を改正する規程

福岡市水道局企業職員の休暇、欠勤、出勤簿等の取扱に関する規程（昭和53年福岡市水道事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第17条第15号の2中「第12条の2」を「第12条の3」に改め、同条第15号の3中「第12条の3第3項」を「第12条の4第3項」に改め、同条第16号中「特殊な勤務に従事する職員の」を削り、「となる日」の次に「（週休を除く。）」を加え、同条第17号中「。以下「旅費条例」という。」を削り、「出張。」を「出張」に改め、同号ただし書を削り、同条第17号の2中「住所又は居所」を「自宅等」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。